

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成20年5月30日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士試験	特類、第1類、第2類、第3類	平成20年8月3日（日）午後1時30分から
	第4類、第5類	平成20年8月3日（日）午前9時から
乙種消防設備士試験	第1類、第2類、第3類	平成20年8月3日（日）午後1時30分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成20年8月3日（日）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

米子市末広町294 米子コンベンションセンター第4会議室及び第7会議室

3 受験願書の受付期間

平成20年6月3日（火）から同月17日（火）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

- （1） 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防チーム、各消防局及び各地区危険物保安協会において交付する。
- （2） 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会すること。